

週休2日試行工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事において、週休2日試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 週休2日とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

2 対象期間とは、工事着手日から工事完成届出日までをいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- (1) 夏季休暇3日間（8月13日～15日）及び年末年始6日間（12月29日～1月3日）
- (2) 工場製作のみを実施している期間
- (3) 工事の全体を一時中止している期間
- (4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第4条 対象工事は、原則として水道局が発注する全ての工事（建築工事及び設備工事並びにこれらに関連する工事を除く。）とするが、社会的要請や現場条件の制約等により、発注者が週休2日試行工事に適しないと判断する以下の工事については、対象外とすることができる。

- (1) 社会的要請等により、早期の工事完成が望まれる工事
- (2) 現場条件の制約等により、連続施工を余儀なくされる工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

(試行方法)

第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、週休2日試行工事を実施しない場合は、第2項、第3項、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 受注者は、施工計画書の提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した休日取得計画実績表(別紙1)(以下「計画実績表」という。)を発注者に提出する。

3 受注者は、週休2日試行工事である旨を看板等で掲示する。(別図1)

(実施報告)

第6条 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した計画実績表を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、発注者から休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)の提示を求められた際には提示しなければならない。

(実施証明)

第7条 発注者は、週休2日試行工事を実施した工事で、4週6休以上の休日を確保した場合は、実施内容を記載した実施証明書(別紙2)を発行するものとする。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、週休2日試行工事を実施しない場合及び実施の結果、4週8休以上の休日確保に満たない場合は、その実施状況に応じて補正分を減額変更するものとする。また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

(1) 4週8休以上(現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合)

【労務費】 1.05 【機械経費(賃料)】 1.04

【共通仮設費】 1.04 【現場管理費】 1.06

(2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合)

【労務費】 1.03 【機械経費(賃料)】 1.03

【共通仮設費】 1.03 【現場管理費】 1.04

(3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合)

【労務費】 1.01 【機械経費(賃料)】 1.01

【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.03

(留意事項)

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等、下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、改正後の週休2日試行工事实施要領の規定は、令和元年8月7日以降契約分から適用する。

付 則

この要領は、令和2年4月27日から施行し、改正後の週休2日試行工事实施要領の規定は、令和2年4月1日以降契約分から適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日以降契約分から施行する。

市場単価補正係数表

別表

[一般土木事業]

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

別表

[下水道事業]

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
ます設置工		1.00	1.01	1.01
取付管布設及び支管取付工		1.00	1.01	1.02